
平成19年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成19年12月21日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成19年12月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第103号から議案第125号まで(委員長報告～表決)
- 日程第2 特別委員会の中間報告について
- 日程第3 意見書(案)について(質疑、討論、表決)
- 日程第4 議案第4号 南丹市「平和都市宣言」に関する決議について
(提案理由説明～表決)
- 日程第5 閉会中の継続審査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第103号 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (市長提出)
- 議案第104号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第105号 南丹市移動通信用施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第106号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第107号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第108号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第109号 南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第110号 南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第111号 南丹市デジタル防災行政無線施設整備工事(その1)請負契約の変更について (市長提出)
- 議案第112号 平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定変更について (市長提出)
- 議案第113号 損害賠償額を定め和解することについて (市長提出)

- 議案第114号 南丹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
(市長提出)
- 議案第115号 南丹市道路路線の認定について
(市長提出)
- 議案第116号 南丹市営土地改良事業の施行について
(市長提出)
- 議案第117号 平成19年度南丹市一般会計補正予算(第3号)
(市長提出)
- 議案第118号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
(市長提出)
- 議案第119号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算
(第1号)
(市長提出)
- 議案第120号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
(市長提出)
- 議案第121号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算
(第1号)
(市長提出)
- 議案第122号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)
(市長提出)
- 議案第123号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第124号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算
(第2号)
(市長提出)
- 議案第125号 平成19年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算
(第1号)
(市長提出)
- 日程第2 特別委員会の中間報告について
- 日程第3 意見書(案)について
- 日程第4 議案第4号 南丹市「平和都市宣言」に関する決議について
- 日程第5 閉会中の継続審査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞

23番 谷 義 治
26番 高 橋 芳 治

24番 吉 田 繁 治

25番 村 田 正 夫

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企画管理部長	松 田 清 孝	市 民 部 長	草 木 太 久 実
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長	西 岡 克 己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

ただちに本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第103号から議案第125号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第1、「議案第103号から議案第125号まで」を一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案の審査とその結果について、ご報告を申し上げます。

当委員会は12月13日開催をいたしまして、付託されました議案第103号から107号まで、件名については省略をさせていただきます。107号までの条例改正議案5件、そして、議案第111号の請負契約変更議案1件、さらに議案第113号、損害賠償事件の和解に関する議案1件、そして、議案第117号、同じく121号、124号の3補正予算について、以上10議案でございますけれども、委員会におきまして慎重審議を行いました。まず、その結果について申し上げますと、10議案すべて全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、審議の過程から、特に報告しておきたい点を申し述べたいと存じます。

3点ございまして、1点は職員の給与改定に関わって、今回、公平委員会勧告に係る給与是正の一部が実施されるということで、補正予算に対象者361名、393万円の経費が計上をされております。これは昇給延伸措置の影響を受けた職員に対して対処される措置でございます。なお、格差是正の問題につきましては、一定期間を定めて職員の理解を得ながら、そして、格差意識の払拭も図りながら、是正の方策を講じることとであり、今後、その措置が出されるものと伺ったところでございます。これによりまして、人件費は増加を来たしていくものと考えますけれども、やはり一日も早い格差解消の解決を望むところであります。

2点目に南丹市デジタル防災行政無線施設整備工事（その1）請負契約の変更につきまして、申し上げておきたいことがございます。工事費が増額となった要因は、親局設備電源装置を一体型から分離型に変更、これは建物構造上、加重がかかり、無理があるというそういうことからでありますし、中継局の局舎を既存のアルミ製から特注の鋼鉄製に変更、これも耐震上の問題であります。等々、当初における設計不備と言いますか、十分な点検ができていなかったと考えられる、そういった内容の変更であり、やはり工事発注にあたりましては、十分な点検・審査を行った上でかけていただくべきだと申し添えたところであります。さらに契約金額が円単位までなっておる、この状況を見ますときに、やはり、今後は内部で十分研究・検討をされまして、せめて万か千円の単位で留まるような契約ができないものかという意見が出たところであります。

次、3点目の問題でございますけれども、損害賠償額を定め和解する件についてであります。今回の損害賠償は旧美山町当時の売買契約によるものでありまして、これは古い民家の売買に伴ってシロアリが発生しておると、こういうことを買主の方から売主に対して、貸担保責任を求められたものであります。不動産契約書の付属書、重要事項説明書には、損害賠償額の予定に関する事項としての説明箇所には、不動産売買契約書によるものとなっておりますけれども、不動産売買契約書によりまして、特約により売主が貸担保期間を定めていなかったという、そういう面がつかれたところでありまして、したがって民法の原則に従わざるを得なかったと、こういうことでございます。今後は貸

担保責任を負わないよう、市の普通財産等の売買にあたっては契約条項を整える必要があるかと考えます。また、損害賠償要求額は110万6,250円でしたが、和解によりまして86万4,450円となったものであり、この額については顧問弁護士、あるいは民間の業者等によって出された資料によって精査した結果であり、妥当額であると判断をいたしたところであります。

以上、3点を申し上げ、今後の市政運営に格段の配慮と注意を申し上げまして、審議の内容の報告とさせていただきます。また、委員会の審査報告書はお手元に配布をされておるとおりでございます。

何とぞ賛同いただきますようお願いを申し上げて、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中川 幸朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております産業建設常任委員会に付託されました議案第110号、議案第112号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第122号、議案第123号、議案第125号の8件の議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本件につきましては平成19年12月17日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第115号、南丹市道路路線の認定について、議案第116号、南丹市営土地改良事業の施行については、現地調査を実施し、審査をいたしました。

議案第115号、南丹市道路路線の認定については、企業誘致に進入路が条件になっていたのか、いつの時点で計画がされたのか、異常な単価であるが買収単価の経過は。との問いがあり、旧八木町の時代に用地を確保し、今回、市が買い戻した。今回の市道認定は市道として市が管理をしていくことで計画をし、工事を進めてきた。企業誘致をする際に、府の商工部において企業誘致に関連する補助制度があり、この補助制度により工事を進めてきた。単価設定についてはほ場整備ができた土地であるが、市が買収する際にはきちんと鑑定評価を入れ、買収することが原則になっている。との答弁があり、表決の結果、賛成多数で可決されました。

議案第116号、南丹市営土地改良事業の施行については、地元の課題であり、市としても重要な事業である。吉富駅西区画整理事業、府道竹井室河原線、板野川等との整合性もあり、府を含め、各部、各課が関係するため、調整を十分にし、早期に実施・完成が図れるよう努力をお願いしたい。との意見があり、表決の結果、賛成全員で可決いたしました。

議案第110号、南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、吉富駅周辺地区の市街化区域編入に併せて、地区計画を都市計画決定したが、地区整備計画区域につき、良好な環境で秩序あるまちづくりが確実に実現するよ

う改正しようとするものである。表決の結果、賛成全員で可決いたしました。

議案第112号、平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定変更については、工事確定に伴い協定金額を減額変更するものであるが、工期等の変更は生じないのか。との問いがあり、工期の変更は生じない。との答弁があり、表決の結果、賛成全員で可決いたしました。

議案第117号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第3号）については、商工費において、企業支援事業で各委託料、工事請負費が削減されており、財源内訳も変更されているが、企業支援事業としての本来の要件を満たしているのか。との問いがあり、企業誘致、土地購入に伴い地元生産森林組合より土地を買収したが、工事に伴う復旧事業として工場用地周辺の作業道を単年度施工から3ヵ年事業に変更し、実施するものである。また、地方債として府の事業としていたが、調整が不調に終わり、単費事業となり、財源内訳の組み換えを行った。との答弁があった。また、今年度も3ヵ月余りを残すばかりとなったが、残事業等の発注を早期に行い、事業実施・完成が年度内に図れるよう努力をお願いしたい。との意見があり、表決の結果、賛成多数で可決いたしました。

議案第122号、平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、国の簡易水道に対する補助金の交付要綱が大幅に改正がされたことにより、事業費において石綿管改修事業費が削減されたが、今後において事業推進の考えはどうか。との問いがあり、補助の条件として、平成28年を目途に簡易水道事業と上水道事業との統合が条件となっており、今、水道審議会等でも検討いただいております。その結果等も十分に踏まえ、推進を図っていききたい。との答弁があり、表決の結果、賛成全員で可決いたしました。

議案123号、平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第125号、平成19年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）については、表決の結果、賛成全員で可決いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、産業建設常任委員会に付託されました議案の審議の経過と結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました議案第108号、議案第109号、議案第114号、議案第117号、議案第118号、議案第119号、議案第120号について、去る12月14日に委員会を開き、審査いたしましたので、ご報告いたします。

議案第108号、南丹市国民健康保険条例の一部改正についての主な質疑は、国保会計が厳しくなり、国保税の増額と財政措置に対する質疑に対して、国保会計は約2,400万円の増額と試算をしているが、国・府の交付金並びに負担金が交付され、残りの2分の1が国保税となるが、税率はまだ示すことができない。以上の質疑を経て、全員の挙手で可決いたしました。

次に、議案第109号、南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正についての主な質疑は、南丹市全体の火葬場に課題があるが、どのような検討をしているのかなどの質疑に対して、上平屋の火葬場は今後も継続をしていきたい。園部の火葬場は合併以前に別の場所で新設の検討をされたことがあったが白紙に戻った。経費等の課題もあり、船井郡衛生管理組合で検討すべき事項となっている。以上の質疑を経て、全員の挙手で可決いたしました。

次に、議案第114号、南丹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての主な質疑は、各局の利用状況、特定事務の取扱業務の認識、住民の利便性、窓口業務の軽減による人件費の削減などの質疑があった。6月1日から11月の利用状況は、船阪郵便局が65件、埴生郵便局が60件、神吉郵便局が34件、吉富郵便局が5件、胡麻郵便局が87件、四ツ谷郵便局が63件、合計314件の利用があり、1.12%ぐらいの利用状況である。特定事務の取扱業務は広い市域で市民の利便性を考慮し、身近な郵便局で諸証明が取れるよう実施している。郵便局と対象が定まり、指定管理者制度とは根本的に違うと認識している。現状では、窓口業務の削減にはつながっていないが、公金の取扱い等市民の利便性の観点から、南丹市全体の中で検討していきたい。以上の質疑を経て、全員の挙手で可決いたしました。

次に、議案第117号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第3号）についての主な質疑は、保育所施設用地取得事業の土地購入費、面積と財源、自動車借上料について、リースと購入では経費的な面でどちらが得なのか、また、契約が議会の議決前ではないかなどの質疑に対して、保育所施設用地面積は地目、宅地で1,002㎡となっている。財源は財産収入、不動産売払収入を充当する。保健師用の車両をリースをする。経費面での比較は健康課ではしていないが、総務課からリースと指示があった。5ヵ月分のリースで補助対象となる。対象の車は平成元年に購入した車で傷みも激しく、緊急を要したため乗り換えた。契約年月日が平成19年10月23日となっている。衛生費の中に計上された車両は、平成19年10月23日に更新されたもので、予算の議決前の執行となっております。以前から予算が議決される以前に、購入契約を締結するものがあると、職員からの話も聞いておりましたが、自動車のように登録をしなければならないものまで、平然と行われる姿勢は議会軽視で、予算の原理・原則を無視したものであり、委員会で厳しく指摘をしました。以上の質疑を経て、挙手全員で可決いたしました。

次に、議案第118号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての主な質疑は、人間ドックの利用状況、医療費アップの削減、市町村の税務行政の一体化の動きがあるが、国保税を対象税とする努力などの質問に対して、人間ドックの利用状況は平成17年度が370人、平成18年度が268人と減少している。本年は268人ぐらいと見込んでいる。より多くの方に健診を受けていただくことで、病気の早期発見につなげていける。啓発等で医療費の抑制をしている状況である。

府下には保険税と保険料の市町村がある。また、徴収率の高い所、低い所、いろいろあり、部会で国保税の取扱いについて検討中となっている。以上の質疑をして、全員の挙手で可決いたしました。

次に、議案第119号、平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についての主な質疑は、来年4月から始まる後期高齢者医療制度の進捗状況、組織が国保医療課と健康課は部が分かれているが、老人医療費の合理的な削減が進められるのか等の質疑に対して、現行の老人保健からの移向で制度的には大きく変わらないが、改正点は一部負担金に加え、保険料を被保険者の方から徴収するところが変わった。一人当たりの保険料が年額8万2,500円と試算されている。保険料の徴収は年金を年額18万円以上の受給者は、基本的には特別徴収で、それ以外の方は普通徴収される。交付金は保険料の軽減措置が増えるぐらいで、特に大きな変更点はないと考えている。現在、市民部と福祉部に分かれているが、医療費の削減と保健事業等を実施する場合には、健康課の保健師との関係は、今後もさらに強まってくる。後期高齢者医療制度の導入も始まるので、連携を十分に図ってやっていかなくてはならないと考えている。来年度以降の組織改編時には、十分今の状況を理事者に報告したい。以上の質疑を経て、全員の賛成で可決しました。

次に、議案第120号、平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、挙手全員で可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

2番、大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 2番、日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

あらかじめ通告をしております議案第115号の南丹市道路路線の認定につきまして、反対の立場で討論を行ってまいります。

提案されております道路は幅員5mで、延長はわずか118.3mの路線でございます。先日も、産業建設常任委員会で現地も視察をいたしました。現況は歴然とした誘致企業であります虎屋さんの専用道路といえる状況でございます。この道路を利用しなければ、通常の住民生活や行動に不便をきたすといったものではまったくございません。

1戸の住宅、1枚の田んぼに入れない、一つの山にも入れないといった道路でもございません。南丹市市道認定基準要綱がございますけれども、公共性のない道路と言えるものであります。現況は虎屋の工場侵入道路であり、今後の利用状況や管理を考えると、市道として認定するにはふさわしくないものでございます。また、平成17年末に当時の八木町からの要請によって、南丹・京丹波地区土地開発公社におきまして、当企業誘致に関わります八木工場団地開発事業が取り組まれてまいりました。生産工場用地約2万㎡、そして、その進入道路用地として、1,800㎡が八木工場団地開発として一体的に先行取得されているものであります。こうした設置経過からも、また、用地買収されたその経過からも、虎屋生産工場用地と一体のものでございます。工場敷地として、株式会社虎屋へ売却処分すべきものでございます。市財政、誠に厳しいおり、市財政面からも、また、今後の道路の維持補修上からも虎屋専用道路として管理されるのが好ましい道路路線であって、市道としての認定はすべきでないものであります。何とぞ、議員諸氏の将来を見通した懸命なご判断を訴え、この市道認定についての反対討論といたします。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて21番、松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） それでは議案第115号、南丹市道路路線の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

誘致企業である虎屋は、八木町域での小豆の栽培など地域と密着した企業として、南丹市が誘致したもので、すでに工場の建設も進み、一部が操業をしております。旧園部町で行っている新光悦村の工業団地においても同様に周辺道路の整備、上下水道の整備などを行い、市道認定も済ませております。このように工場誘致事業は、京都府の支援を受けながら積極的に取り組まなければならない事業であり、自主財源の乏しい南丹市にとっては欠かすことができない事業であり、企業誘致に向けた施策は市の将来に向けた投資として必要と考えております。今回の議案は、旧八木町から進められた工場誘致事業の一環として建設した道路を市道に認定しようとするものです。南丹市の将来を見据えたもので、税収増による自主財源の確保においても、雇用の確保においても欠かすことのできない事業であり、この事業に関連する市道認定は適正なものと考えますので、賛成の立場での討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議案第103号から議案第116号までのうち、議案第115号を除く条例の改正等13件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第115号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第117号から議案第125号までの補正予算9件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2 特別委員会の中間報告について

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第2、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

それぞれの特別委員会委員長から中間報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

これより順次、報告を求めます。

まず、基幹交通対策特別委員長、中井委員長。

○基幹交通対策特別委員長（中井 榮樹君） 皆さん、おはようございます。

私は基幹交通対策特別委員会の委員長の中井榮樹でございます。

どうかよろしく願いいたします。

早いもので基幹交通対策特別委員会も2年の任期が目前となりました。そこで委員長といたしまして、今日に至るまでの経過を報告させていただきたいというふうに思います。

基幹交通対策特別委員会は、平成18年3月2日、基幹となる交通手段の整備等に関する調査を目的に8名の委員をもって、設置されたところでございます。以後、6月9日には今期調査項目について協議し、その項目を主要幹線の整備促進、すなわち広域連携軸の確立、国道9号・162号・372号・477号、山陰本線複線化、京都縦貫自動車道、北陸新幹線西京都駅とし、また、市内交通網のネットワーク化の推進、すなわ

ち新市の一体化の確立として、市営バスについて調査することとしました。次に、7月6日には、調査項目について、それぞれの現状と課題を、9月7日には国道4線の南丹市管内の現地確認を実施、平成19年2月6日には市営バス運行の現状とバス交通整備計画について、それぞれの機会ごとに担当部課長から説明を受けたところであります。また、5月18日には国道9号・162号・372号・477号、山陰本線複線化、京都縦貫自動車道について、18年度の進捗状況と19年度予定について、担当部課長から説明を受け、6月26日には市地域公共交通会議委員を同委員会から2名選出したところであります。

以上が会議経過であります。

次に、各事業について、報告をいたします。

まず、国道9号であります。交通安全対策施設等整備工事として、上木崎地区が平成10年度から着手され、平成20年度完成を目指し、19年度は情報ボックス移転工事を、20年度は歩道整備工事の予定となっております。また、本町地区延長80mについては平成17年度から着手され、19年度は幅杭設置測量を、20年度は建物調査の予定となっております。また、公共施設管理者負担金事業として、延長230mが平成15年度着手され、平成19年度完成の予定となっております。

次に、国道162号であります。棚バイパスは平成16年度から着手され、最終年度である本年度に橋梁の上部工事と全区間の舗装工事等が実施され、明日22日に供用開始の運びとなっております。また、かねてからの地域要望の高い九鬼ヶ坂峠の整備につきましては、京都府において企画調査が行われているものの、いまだ事業化に至っていない状況であり、引き続き早期実現に向け、強く要望活動が求められております。

次に、国道372号であります。天引道路は平成7年度から着手され、天引トンネルを含む第1工区と第2工区の一部については、平成15年度に供用開始済みであります。その後、現在まで第2工区が順次整備され、19年度事業で完成予定としており、供用開始は20年度予定であります。今後は天引と南八田間の峠部分が事業化に向け、今年度調査が予定されており、引き続き早期完成に向け、要望活動が求められております。

次に、国道477号であります。西田大藪道路は平成14年度から着手され、延長2kmのバイパス整備であります。19年度までに600mの区間が供用開始され、本年7月、第二大堰橋、愛称夢かなえ橋が完成をし、現在、現道との取り付け工事が進められており、今年度末にはライスセンター付近までの約380m区間の供用開始が予定されております。第二大堰橋から京都縦貫自動車道八木東インター側については、現在、用地買収に取り組まれており、20年度には一部区間で工事着手すべく進められております。また、園部町内半田地内においては府営圃場整備事業に関連した河川改修事業と併せた道路拡幅整備事業として、延長900mを平成9年度から着手、15年度には約300m区間が完成し、18年度で用地買収すべて完了しております。19年度には約

100m区間の築造工事が予定され、20年度以降も河川工事と調整が図られながら、順次継続して進捗が図られる予定であり、通行車両や歩行者の安全性と利便性が向上し、河川改修事業との一体的整備により、安心・安全な地域づくりが進むことに大きく期待しているところであります。

次に、山陰本線複線化であります。昭和54年8月に運輸大臣の許可を受け、以来、京都園部間の事業推進が図られ、複線化事業においては平成15年9月に基本協定、11月に沿線市町負担割協定に基づき、地元との調整や用地取得が進められ、20年度末の完成を目途にご努力いただいていたところであります。しかしながら、去る11月27日、JR西日本は京都駅嵯峨嵐山駅間において密集した市街地での工事に伴い、工事用進入路の確保や周辺環境の保全のための対策等に、また、馬堀駅から園部駅間において、地盤や地山の状態が悪く、施工に、また、用地取得や事業説明並びに関係箇所との協議に多くの時間を要したことから、現時点で概ね1年程度の遅れが生じる見込みとの発表がなされたところであり、早期完成を期待していた私たちにとっては残念なことであります。一日も早い完成を期待し、強く要望するところであります。また、園部駅以北の複線化や接続ダイヤの利便性においては、今後も山陰本線京都中部複線化促進協議会とともに、引き続きJR西日本に強く要望していくものであります。

次に、京都縦貫自動車道であります。京都第二外環状道路のうち大山崎久御山間については平成15年12月に完成、供用開始がされ、また、大山崎大枝間については京都丹波道路の延伸として、平成24年度末完成を目指し、今、京都市等において用地買収等が進められております。綾部宮津道路は平成15年3月、舞鶴大江天橋立間が完成し、全線開通しております。また、丹波綾部道路は綾部安国寺和知間で橋梁等工事が、和知丹波間で調査設計及び用地買収等が実施されており、早期にネットワーク化が図られるよう期待するものであります。

次に、市内交通網のネットワーク化、市営バスであります。平成19年9月の第1回市地域公共交通会議を皮切りに、10月1日に市民要望に応え、新たに園部八木線の運行が開始されるとともに、来年3月のダイヤ改正に向け協議をいただいているところであります。

これら基幹交通網の整備、ネットワーク化は将来の南丹市の礎として必要不可欠であります。今後も南丹市の発展、市民の利便性向上の上からも、状況把握と要望活動など調査の継続の必要性を申し上げ、本特別委員会の中間報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 次に、環境対策特別委員長、村田憲一委員長。

○環境対策特別委員長（村田 憲一君） 南丹市議会環境対策特別委員会の村田憲一でございます。

お手元にすでに届いております内容を朗読させていただきます。中間報告とさせていただきます。

本委員会は平成18年第1回南丹市議会定例議会において、南丹市の環境共生のまち

づくりに関する調査を目的に、9名の委員をもって設置され、これまで7回にわたり委員会を開催してきたところであります。

以下、委員会活動の概要について、ご報告申し上げます。

平成18年6月9日、委員会では南丹市の環境共生のまちづくりを目指すため、今期の具体的な調査項目を協議した結果、南丹市の環境状況とその対策について、所管課の説明を求めることにしました。前回の委員会を受け、平成18年7月6日の委員会では南丹市の環境問題の所管課であります福祉部市民課から、京都府が策定した「京都府環境基本計画」の概要、今後、策定され、市の環境問題の理念となる「南丹市環境基本計画」、また、市民にとって具体的な行動指針となる「南丹市地球温暖化対策地域削減実行計画」の基本的な策定手順、目標等の説明を受けました。委員会での協議の結果、市のおかれている環境問題の現状を踏まえ、今期の本委員会の具体的な調査項目として、水辺環境及び水の循環の保全・確保を設定したところであります。

続いて、平成18年9月8日には、南丹市を流れる2水系の管内調査を7ヵ所実施いたしました。水系別の調査ポイントの内訳は、由良川水系では美山町の大野ダム、美山北・中地区の農業集落排水処理施設の2ヵ所を、淀川水系では日吉町の中央簡易水道施設、日吉ダムの2ヵ所、園部町のるり溪通天湖、るり溪ゴルフクラブの2ヵ所、八木町の八木カヌーハウスの1ヵ所、計5ヵ所であります。現地調査は水質測定の実況、下水処理施設の状況、水道浄水場の状況、ダムの放流量、魚類の生息状況、水辺の環境、農薬の使用量などを重点に行いました。

管内の現地調査を受け、平成19年3月5日の委員会では、南丹市の河川水質状況を調査する目的で、上水道課より浄水場水質検査資料、下水道課より処理場水質検査資料、市民課より河川水質検査資料をそれぞれ由良川水系・淀川水系別に求め、担当課より説明を受け、南丹市の現状調査を行いました。調査終了後、カンポリサイクルプラザのダイオキシン問題についての報告を市民課に求めました。

次に、平成19年6月27日の委員会には、工場及び事業所から公共用水域に排出される水を規制している根拠法令、水質汚濁防止法の解説と同施行令で定める特定施設の業種や件数の届出状況及びカドミウム等有害物質の数値基準の説明を受けました。また、市域の工場排水や特定施設の規制や指導について、京都府環境を守り育てる条例に基づき京都府が実施している内容、南丹市と誘致企業との間で結ばれている公害防止協定締結の状況、平成18年に実施された一般河川のPH、COD、BOD、SS等の水質調査結果の説明を受けました。続いて、カンポリサイクルプラザのダイオキシン問題についての試験運転結果を市民課より求めました。

以上が、本日までの委員会活動の経過及び調査の概要であります。

南丹市の森林・河川・田園・生物など豊かな自然環境を守り育てるまちづくりは、多くの市民の願いとなっており、今後も環境問題の状況把握と調査継続の必要性を申し上げます。環境対策特別委員会の中間報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 次に、少子化対策特別委員会、仲村委員長。

○少子化対策特別委員長（仲村 学君） 皆さん、改めましておはようございます。

少子化対策特別委員会の中間報告を述べさせていただきます。

少子化対策特別委員会は、広い視野から少子化問題に関する調査を行うことを目的に、平成18年3月2日、8名の委員をもって、少子化対策特別委員会が設置されたところであり、これまでの調査の経過について、本特別委員会の中間報告を申し上げます。

2005年、平成17年はわが国が1899年、明治32年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25となり、京都府でも1.13といずれも過去最低を記録したとされています。人口推計では、さらに出生率が低下し、少子高齢化や人口減少が急速に進むという厳しい見通しが示されています。南丹市においても例外ではなく、少子高齢化や人口減少が進むとされています。南丹市においては少子化対策の一環として、すこやか子育て医療費助成制度事業、子宝祝金事業、すこやか手当支給事業、入学祝金支給事業等、全国的にもトップレベルの充実した子育て支援策が実施されています。しかし、少子化に歯止めがかかったとは言えない状況であります。なぜ少子化に歯止めがかからないのか、また、歯止めをかけるためにはどのような対策が必要であるかを検討するため、南丹市が実施している子育て支援策の内容についての調査から、取り組みを進めていきました。しかし、少子化の要因は複雑であり、若年世代にとっては経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など子どもを産み育てることをためらわせる経済的、あるいは心理的な負担感が強い、また、経済的、心理的理由だけではなく、世帯構造の変化、就労形態の変化、若年世代の結婚観、社会全体の価値観、道徳感、住宅環境など様々な要因が複合して起こっている現象であると捉まえます。一つの分野の対策を実施して足り得るというものではありませんが、子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは社会の基本的な責任であり、様々な家族の姿があるなかで、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える、そのような社会であってこそ各種支援策が効果を発揮するものと考えます。子育てを親や家庭だけの責任に留めるのではなく、行政はあらゆる行政分野との連携を進め、また、家庭・地域社会・教育機関・企業などがそれぞれの役割を發揮しながら協調していくことが、時代的な課題であると認識をいたします。

以上のような調査の経過により、本特別委員会では子育て支援は単に親の経済的負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強め、地域の絆を強めることが重要であると捉まえ、子育て家庭の社会的支援の大きな輪の一つとして、ファミリーサポート事業の有効性についての調査を実施することとしました。当事業は南丹市では実施されていないため、平成19年8月10日に長岡京市、亀岡市で実施されているファミリーサポートセンター事業について行政視察を行いました。平成13年度から先進的に取り組まれて

いた長岡京市は市が直営で運営をされ、亀岡市は社会福祉協議会へ業務委託をされ、平成15年度から事業を実施されています。両市の視察を行うことにより、運営形態の違いによる問題点や課題についても調査を行うことができました。長岡京市、亀岡市のファミリーサポートセンター事業について視察を行った結果、子育てはつらいものではなく、楽しいものと、実際に子育てに関わる母親が感じられる手助けとなるとともに、人と人が交わり、地域が支える子育ては住民協働の面からも有効であり、また、大きな財政負担を伴わずに実施することができる事業であると考え、南丹市においても事業実施に向けた検討をする価値があるという結論に達しました。事業実施を検討するにあたっては直営か、業務委託かの運営方針を決定、優秀なアドバイザーの育成、提供会員・援助会員の募集など課題はありますが、子育て支援の一助として、少子化対策の一つとして大きな役割を果たすものと考えます。

以上、述べましたように、少子化対策には様々な施策を組み合わせ、総合的に推進する必要があります。南丹市が単費で実施している施策、上乘せしている施策についても総括をし、本当に少子化対策に効果的なものか、検証・精査をしていく必要があります。単に経済的支援だけでなく、人的支援も含めた幅広い子育て支援が必要であり、以下のような今後の検討課題があると考えます。1、入学祝金の代わりに給食代を無料にする。制服を支給する等の形の方が実際の子育て支援になると考えられるのではないかと。2、すこやか子育て医療費助成制度事業においては、高等学校へ行っていない者については支給されない制度になっている。昨今の複雑な社会状況を鑑みたとき、様々な事情により高等学校へ行けない人も少なくないと考えられるなかで、実情把握が必要であると考えます。3、子宝祝金やすこやか手当等には3年以上の居住要件があり、Uターン・Iターンの人などにはそぐわない状況が出てきており、支給要件の緩和の検討も必要であると考えます。4、限られた財源の中で継続可能な方法を検討する必要がある。子育て家庭は子どもの成長に応じて様々なニーズや懸念を有しており、市民側から見た子育て支援のニーズに応えられる方法を考えていくべきであると考えます。5、行政機構が複雑化し、子育て支援に関わる窓口が広すぎる。幼稚園・保育所から義務教育終了までの子育ての相談に関することは、子育て支援課で窓口を一元化し、子育て支援課から国の制度・施策に合わせ各課へつないでいくべきであると考えます。6、家族の絆、地域の絆を強化し、親が子育てはつらいものではなく、楽しいものであると感じられ、少子化対策を進める上でファミリーサポート事業の有効性により、実施に向けた検討を早急にしていくべきであると考えます。以上、6項目であります。

少子化問題は単に市だけの問題ではなく、少子高齢化がさらに進行することは国や社会の存立基盤に関わる大きな問題であると認識するなかで、多くの課題や問題点が出されました。今回は、その中でも特に今後の本市の発展にとって重要と思われる事項について調査を進めてきました。平成18年1月1日に4町が合併をし、南丹市が発足しましたが、合併に伴い全市に拡大した事業等についても、有効性の検証や抜本的な見直し

が必要であり、財政的な観点からも様々な課題が残されています。本市の次代の担うすべての子どもたちが伸び伸びと健やかに成長をし、また、誰もが今以上に安心して子どもを産み育てることができ、南丹市に住み、子育てをして良かったと実感できる子育て支援策を実施していく必要があります。本市が実施する子育て支援策が、真に全国に誇れる子育て支援策となりますよう、本特別委員会の中間報告を踏まえ、今後の少子化対策に取り組まれますことを期待するものであります。

少子化問題は先に述べましたように、複雑多岐にわたる要因・課題があるため、今後も継続して中間報告の調査内容について、経過を引き続き調査するとともに、広い視野をもって少子化問題に関する調査に取り組む必要性を申し上げまして、本特別委員会の中間報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 次に、広報特別委員会、大面委員長。

○広報特別委員長（大面 一三君） それでは、南丹市議会広報特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は平成18年3月2日、議会だよりの発行と諸情報に関する調査を目的に7名の委員をもって設置されました。これまで後記の委員会開催経過にありますように、延べ38回にわたり委員会を開催し、第7号までの発行を行ってきたところであります。以下、委員会活動の概要につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会では、市議会が行う様々な活動を広く市民に情報提供していくことを目的に、「市議会だよりのなんたん」の発行を行い、毎号を全戸配布してまいりました。発行にあたりましては市民に分かりやすい議会情報を提供できるよう、情報の受け手側に立ちました発想を持ち、効果的な編集を考慮しつつ議会広報の充実を図ってまいりました。また、より良い議会広報の調査研究のために、平成19年2月7日から8日に岡山県浅口市議会、兵庫県丹波市議会へ、また、平成19年11月21日から22日には石川県内灘町議会、能登町議会へ先進地の視察を行い、研鑽を深めてきたところであります。今後の議会の広報のあり方につきましては、ケーブルネットワーク網が市内に順次拡大されているなかで、ブロードバンド時代に適応した即時性、速報性を重視した効果的な議会広報活動の推進に取り組むことが大切であります。今後、さらに市民に分かりやすく透明性の高い、より親しまれる議会広報紙を目指していく上からも、当委員会の調査活動の必要性を申し上げて、広報特別委員会の中間報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 次に、議会活性化対策特別委員会、面村委員長。

○議会活性化対策特別委員長（面村 則夫君） それでは、議会活性化対策特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成18年第4回南丹市議会定例会におきまして、議会及び議員の活性化に関する調査を目的として、9名の委員をもって設置がされたところでございます。これまで7回にわたります委員会を開催をいたしました。

以下、委員会活動の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

平成19年2月6日には、南丹市議会及び議員の活性化につながる具体的な本委員会の調査事項を協議をいたしました。調査項目といたしましては、議会事務局体制の充実、政務調査費の内容、議会運営委員会の課題、委員会制の課題、会派制の充実、議員報酬の問題、議員定数の問題などが、提起がされました。しかしながら、なかには一般質問の時間制限や一問一答制、委員会付託のあり方など、議員申し合わせ、議会運営委員会所管に関する意見も提起されたため、委員が各会派に持ち帰り、再度協議することになりました。また、南丹市特別職報酬等審議会の答申を受け、平成19年4月より市長等の給与を10%減額の暫定措置から、審議会答申に沿った給与減額の条例改正議案を3月定例会に提案されるに伴い、議会として議員報酬の暫定措置の継続化、本条例の改正化を委員が各会派に持ち帰り、次回の委員会で諮ることとしたところであります。

次に、平成19年2月20日には、各会派より本特別委員会の調査項目の報告があり、概ね前回の7項目の承認となりました。議会活性化につながるような議員の研修・研鑽の機会も必要との意見もあり、実施に向け検討することとし、さらに市議会活性化事例を次回の委員会で活用することといたしました。また、調査項目の一つの政務調査費については、3月定例会で各会派への政務調査費条例案が市長提案として上程されることに伴い、その内容及び使途基準等について協議をいたしました。議員報酬の暫定措置については、各会派から報告内容を勘案した結果、当分の間、暫定措置を継続し、6月には再度集中した論議や方向づけを行うことといたしました。

次に、平成19年5月18日には全国市議会議長会が調査した「平成18年度市議会の活動に関する実態調査結果」、第2次地方議会活性化研究会がまとめた「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」の概要説明を受けました。また、南丹市議会の活性化には、議員個々の資質をさらに高め、その研鑽の機会が必要として、早急にその機会をもつこととなりました。また、議員報酬の暫定措置については議員個々の考え方に相違があり、再度委員会が各会派に持ち帰り、10%減額の暫定措置の継続、10%減額の本条例化、暫定措置の率の変更、暫定措置の廃止等々、各会派で論議し、その結果を踏まえ6月定例会中に委員会を開催し、整理することにいたしました。

平成19年6月13日には、議員報酬の暫定措置について、各会派の意見を集約すると、議員報酬は当分の間は本条例を改正せず、財政問題の全体的な動向を見守る中で暫定措置の10%カットを継続するという結論になったところでございます。

また、議員研修の日程については、参議院選挙、決算審査日程があるので、7月22日以降で調整することにいたしました。しかしながら、議員研修会は参議院選挙日が予定より1週間延びた影響により、平成19年9月26日開催となりました。講師は京都府総務部自治振興課参事、稲垣勝彦氏を迎え、地方税財政を取り巻く現状等について、研鑽を深めました。

以上が、本日までの特別委員会活動の経過及び調査の概要であります。

議会議員は市民の代表であり、市民とともに市民の意見を生かしながらしていく姿勢

が大切であります。議会の主体性をもちながら活動していくという姿勢があります。また、議会が活性化することは市民の声を市政に生かすことにつながり、今後も調査継続の必要性を申し上げ、議会活性化対策特別委員会の中間報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各特別委員会の中間報告を終わります。

各委員長、ご苦勞でした。

ここで暫時休憩とします。

11時30分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第3 意見書（案）について

○議長（高橋 芳治君） 日程第3「意見書（案）について」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（勝山 秀良君） 件名を朗読いたします。

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書（案）。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） ただいまの件名の朗読で議案の内容はご承知願えたものと思えます。

この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 以上で、討論を終結します。

これより後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書（案）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

日程第4 議第4号 南丹市「平和都市宣言」に関する決議について

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第4、議第4号「南丹市「平和都市宣言」に関する決議について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 今日は二遍、ここへ立たしていただきました。

発議者として一言、私なりの思いを申し上げさせていただきます。

この世から核を廃絶することには、地球上の万人が望むところであり、誰一人として核の脅威を見逃し、軽く考えている人はいないと思うところでもあります。先月も広島県の安芸高田市に研修に行き、帰りに時間の調整を兼ね、原爆記念館に立ち寄りさせていただきました。生々しい写真、遺物、説明文、作り物を目の当たりにして、年代のせいも手伝ってか、涙をこらえ、こらえして、一巡をさせていただいたところでもあります。世界で唯一の被爆国の一人として、絶対に核の脅威を頭と胸に深く収めおき、恒久の世界平和を祈っておるところでもあります。また、合併前の園部町を除く旧3町では宣言をされており、南丹市が発足して3年を迎えようとしている今、今回の宣言は機知に飛んでいると思います。

それでは宣言文を読み上げ、提案とさせていただきます。

南丹市「平和都市宣言」。世界の恒久平和は、人類共通の念願である。しかしながら、核軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。我々は世界最初の核被爆国民として、核兵器の恐ろしさと、今なお続く被爆者の苦しみをかみしめ、この地球上に再び核兵器の惨禍を繰り返させてはならない。我々は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の市民生活の中に生かし、非核三原則の完全な遵守を継承するため、ここに「平和都市」を宣言をする。以上、決議する。南丹市議会。

○議長（高橋 芳治君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより南丹市「平和都市」宣言に関する決議について、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 閉会中の継続審査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について**

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第5「閉会中の継続審査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたしてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、さよう決します。

次に、「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり同委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を求められています。

本件については異議がないと意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、平成19年第4回南丹市議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳 治

南丹市議会議員 矢野 康 弘

南丹市議会議員 吉田 繁 治